

屋根からの落氷雪事故 防止などのお願い

- ◆落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。
- ◆すでに雪止めが設置されている場合であっても、針金等の錆び、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。
- ◆落氷雪事故は、気温がマイナス3℃からプラス3℃程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には、歩行者や遊んでいる子ども等に十分注意するようにしてください。
- ◆落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。
- ◆交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意してください。
- ◆ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。
また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

問い合わせ先

北海道労働局労働基準部
労災補償課
電話 011-709-2311
FAX 011-709-3540

天塩沿岸海岸保全基本 計画変更案の縦覧について

北海道では、天塩沿岸海岸保全基本計画の変更にあたり、住民の皆さんのご意見をお聴きすることとしています。

つきましては、変更案を次のとおり縦覧しますので、ご意見のある場合は、平成28年3月23日(水)まで、各縦覧場所の所属課へ書面で提出してください。

縦覧期間

平成28年2月15日(月)から平成28年3月14日(月)まで

縦覧場所

幌延町総務課総務グループ、宗谷総合振興局稚内建設管理部用地管理室維持管理課、宗谷総合振興局産業振興部水産課及び農村振興課

※縦覧期間は30日間、意見提出期限は縦覧終了日から10日

問い合わせ先

稚内建設管理部用地管理室
維持管理課
電話 0162-33-3727

除雪を行うときに気をつけること

◎屋根の雪下ろしをするときは

- ・複数人で行う：梯子を支える。安全を確認する。万一の場合は、救助しましょう!やむを得ず1人で行う場合は、家族や近所の人に声をかけましょう。
- ・滑り止め：靴や梯子に滑り止めをつける等の工夫をしましょう!
- ・命綱をつけて：面倒でも、腰に命綱をつけて滑った場合や雪の急落に備えましょう!
- ・周囲を確認：屋根の下を通行する人や子どもに注意しましょう!

◎除雪機を使用するときは

- ・服装に注意：機械に巻き込まれないような服装をしましょう!
- ・雪が詰まった場合：機械トラブルが発生したときは、必ずエンジンを停止しましょう!
- ・周囲を確認：通行人や子ども等に注意しましょう!

◎その他の注意事項

- ・屋根の雪に注意：屋根の下を通るときは、『雪』や『つらら』に注意しましょう!
- ・除雪時の健康に注意：無理に除雪作業は行わないようにしましょう。除雪作業で汗をかいたら着替えましょう。
- ・気象情報に注意：暴風雪警報や大雪警報が発表されたら、外出は控えましょう。

運転免許更新時 講習のお知らせ

違反運転者講習(2時間)

2月13日(土) 15時30分から
豊富町町民センター

一般運転者講習(1時間)

2月13日(土) 14時00分から
豊富町町民センター

優良運転者講習(30分)

2月9日(火) 13時00分から
天塩町社会福祉会館
2月13日(土) 13時00分から
豊富町町民センター
2月18日(木) 18時30分から
遠別町生涯学習センター

平成28年度 幌延町奨学生募集

幌延町では、平成28年度に公立高校・専修学校の専門課程(専門学校)・短大・大学(大学院)へ進学される方を対象に奨学生を募集します。

学資の貸付を希望される方は、通学校の学校長と相談のうえ、教育委員会へお申し込みください。

☆募集期間

平成28年2月1日(月)～平成28年3月31日(木)

※上記募集期間外であっても追加で受け付けておりますので、総務学校グループまでご相談ください。

☆貸付額

※平成28年4月の改訂に向けて協議・検討中

☆貸付資格

申請日現在において幌延町民または幌延町民の子弟であり、幌延町立の中学校から進学する予定もしくは進学した生徒であること。

☆提出書類

1. 奨学資金貸付申請書
2. 学校長の推薦書または成績証明書
3. 身上申告書
4. 申請者の住民票抄本
5. 健康診断書

※1～3の用紙については、総務学校グループに備えてあります。

問い合わせ先 幌延町教育委員会
総務学校グループ
電話 5-1117・告知端末機 5-8817